

液化石油ガス法の基礎シリーズ

—液化石油ガス法の制定経緯と法令改正等の沿革—(第3回)

(新規) シリーズ企画について

昨年実施いたしました「高圧ガス誌」の読者アンケートにおける今後取り上げて欲しいテーマでは、「高圧ガス保安法の基礎」、「LP法の基礎」が上位でありました。加えてアンケートの自由記載欄でも法令に関するテーマの要望が多かったため、高圧ガス保安法令及びLPガス法令に関する連載を開始いたします。

本シリーズは、経済産業省の委託を受け発行しているLPガス保安専門技術者向けのメールマガジンにおいて、「液化石油ガス法の制定経緯と法令改正等の沿革（執筆者：高圧ガス保安協会 山川雅美）」を平成26年10月から連載しているのでこれを高圧ガス誌においても紹介していきます。

第3回目となる本稿では、液化石油ガス法の基礎シリーズ—液化石油ガス法の制定経緯と法令改正等の沿革—のうち、液化石油ガス法の誕生まで(3)を紹介します。

液化石油ガス法の基礎シリーズの掲載号

- | | | | | |
|-----|-----------------|----------|------|-------------|
| 第1回 | 液化石油ガス法の誕生まで(1) | 高圧ガス保安協会 | 山川雅美 | Vol.54 No.6 |
| 第2回 | 液化石油ガス法の誕生まで(2) | 高圧ガス保安協会 | 山川雅美 | Vol.54 No.7 |

液化石油ガス法誕生まで (3)

高圧ガス保安協会

山川 雅美

前々回で触れたとおり、液化石油ガスの消費数量が増加してくるにつれ、一般消費者宅における事故も増加してきた。1962（昭和37）年には山中湖山荘における事故の発生もあり、事故発生件数60件、死者19人、傷者85人となり、法令上の対応はさらに重要性を増してきたが、1967（昭和42）年の液化石油ガス法の誕生までには、なお産みの苦しみの時期があった。

即ち、当面、高圧ガス取締法による対応が急がれ、前回触れた1963（昭和38）年7月の法改正で、乙種化学主任者免状（基礎的（いわゆるプロパン専科））が丙種化学主任者免状に位置付けられ、LPガスの製造事業者における保安監督者のための資格とされたが、同時にこの法改正で、販売業者に対する規制が次のように強化された。

(1) 販売業者に対する基準

- ①販売業者における保安監督者（取扱主任者）が、販売主任者と名称変更され、その資格要件が国家試験に合格すること及び所定の経験を有することとされた（従前の取扱主任者の資格は、経験または学歴プラス経験若しくは都道府県知事が行う講習修了者とされていた）。
- ②販売業者の許可及び維持の基準として、販売のための施設及び販売の方法の基準が定められ、かつ、施設については完成

検査を受けなければならないこととされた。

- ③施設及び販売するガスの変更が許可制とされた（従前は、製造者と異なり、販売事業に要する施設及び販売方法に対する規制がなかったため、販売施設の変更や販売するガスの種類の変更は自由であった）。

この改正により、当時、例えば酸素、アセチレン等について許可を受けた者が、そのまま許可なくLPガスの販売ができるという保安上の問題が解決されたのである。この法改正を受けて、同年12月の施行規則が改正され、販売施設に関し、次の基準が定められた。

(2) 販売施設の基準

- ①高圧ガスの収納施設（容器置場）は保安施設（学校等）及び家屋に対し、所定の距離を有すること（高圧ガスの収納量が 300 m^3 または 3 t 以上の場合、保安施設に対し 20 m 以上、家屋に対し 15 m 以上）。
- ②容積 300 m^3 以上の高圧ガスを収納することができる収納施設の周囲には、厚さ 12 cm 以上の鉄筋コンクリート造りまたはこれと同等以上の強度の構造の障壁を設けること。
- ③第一種可燃性ガス（LPガスが含まれる）の収納室は不燃材を使用し、通風を良好にすること。

④第一種可燃性ガスの収納施設には消火設備を備えること。

また、販売の方法に関し、次の基準が定められた。

(3) 販売の方法の基準

①充填容器の引渡しは、外面にその強さを弱める腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、ガスが漏えいしていないものをもってすること。

②容器には転落、転倒等の防止措置を講ずること。

③容器は常に温度 35℃以下に保つこと。

④容器の貯蔵場所には携帯電灯のほか灯火を携えないこと。

⑤第一種可燃性ガスの収納施設及びその付近については、燃焼しやすい物をたい積しないこと。

一方、1963年7月の法改正で、LPガスを一般消費者が生活用に消費する場合の消費設備は、所定の基準に従うべきこととされ、同年12月の施行規則改正で、家庭用設備（内容積20L以上120L未満の容器に充填したLPガスを一般消費者の生活の用に供するための設備）の設置等に関し、次の基準が定められた。

(4) 消費設備の基準

①設備の設置または変更の工事後、調整器と燃焼器との間の配管について、水柱420mm以上の圧力とする気密試験を行い、これに合格した後でなければ、消費の用に供さないこと。

②充填容器の設置は、容器再検査期間を6月以上経過していないものとする。

③充填容器は、火気を取り扱う場所及びそ

の附近を避け、かつ、屋外に置くこと（ただし書による例外あり）。

④充填容器には、温度40℃以下に保つ措置を講ずること。

⑤充填容器（スカートを含む）には、腐食を防止する措置を講ずること。

⑥充填容器には、転落、転倒等を防止する措置を講ずること。

⑦配管には、充填容器と調整器との部分については当該充填容器に刻印した耐圧試験において加える圧力以上、その他の部分（低圧部分）については8kg/cm²以上の圧力とする耐圧試験に合格する金属管またはこれと同等以上の耐圧性能を有する管（以下、金属管等という）を使用すること（ただし書で、ゴム管等を使用することができる場合の例外規定あり）。

⑧ゴム管等と金属管等とを接続するときは、その部分をホースバンドで締め付けること。

⑨充填容器と燃焼器との間には、告示で定める規格に適合する調整器を設けること。

これは直接的に、消費設備を規制したもので、消費過程における事故の多発に鑑み設けられたものであり画期的な措置といえよう。この規制の義務者は条文上特に指定されていないが、工事をする者だれにでもかかることになる。一般的には販売業者が工事をする例が殆どだったので、事実上は販売業者に対する規制といえよう。

このことがすぐに次の施行規則改正で明確にされた。即ち、(4)の消費設備の基準が、1965（昭和40）年9月の施行規則改正で、販売方法の基準としてそのまま規定された。したがって、販売業者は、消費設備がこ

これらの基準に適合していることを確認した上でLPガスを販売しなければならないこととされたのである。

これをもって高圧ガス取締法によるLPガ

ス一般消費者向けの規制はその役目を終え、いよいよ液化石油ガス新法の登場を迎えることとなる。

山川雅美（やまかわ まさみ）



©MPC